



きますよう、皆様のご協力をよろしく申し上げます。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、総会次第3の議事録署名者及び総会書記の指名をいたします。本日の議事録署名者には、14番の木下三智也委員と15番の上妻孝市委員を、書記に事務局の安永賢司主任主事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から第7号議案、非農地証明願まで、全件で7件でございます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、24件でございます。

地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の2項の判断基準により、地区委員会の協議状況をよろしくお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、経営拡張のため所有権移転される申請です。譲受人は、露地野菜をつくられる兼業農家で、許可後も露地野菜を作付される計画です。なお、本申請は、令和元年7月総会において承諾を受けた農地法第5条事業計画変更の関連で周辺開発に伴い、譲受人が市道に寄附した隣接農地の代替地として、申請後、譲り受けるものでございます。

以上1件について、先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、1番につきまして地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、2番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

2番から9番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番、3番は関連で、耕作の便宜上交換のための所有権移転の申請です。2番の譲受人は、水稻、露地野菜などを栽培されている農家で、申請地にはハウレンソウを作付される計画です。

3番の譲受人は、水稻、露地野菜などを栽培されている農家で、申請地にはハウレンソウ、キャベツを作付される計画です。

4番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、タケノコを栽培されている農家で、申請地にはタケノコを作付される計画です。

5番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

6番は、従姉の孫へ贈与の申請です。譲受人は、水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

7番、8番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、レンコンなどを栽培されている農家で、申請地にはレンコンを作付される計画です。

9番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、レンコンなどを栽培されている農家で、申請地にはレンコンを作付される計画です。

以上8件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、2番から9番まで地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、10番。

21番 田中敏郎委員

21番委員、田中です。

10番から12番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

10番は、同居の後継者へ贈与される申請です。譲受人は、ミカンをつくられる専業農家で、申請地にはミカンをつくられる予定です。

11番は、耕作の便宜上取得される申請です。譲受人は、ミカン、水稻をつくられる専業農家で、申請地にはミカンをつくられる予定です。

12番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、ミカン、梨、タケノコをつくられる専業農家で、申請地にはミカンをつくられる予定です。

以上3件、先日の地区委員会で協議した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当だと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、10番から12番まで地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、13番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

13番から16番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

13番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻及び露地野菜を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

14番は、いとこの子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻及び露地野菜を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。なお、譲受人は未成年者のため、親権者である父親の同意も受けております。

15番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻及び露地野菜を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

16番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻

及び露地野菜を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

以上4件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、13番から16番まで地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、17番。

#### 14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

17番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

17番は、兄へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻及び露地野菜を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

以上1件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、17番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、18番。

#### 22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

18番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

18番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協

議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、18番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、19番。

#### 24番 宮本淳一委員

24番、宮本です。

19番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

19番は、子へ貸し付けのための使用権設定の申請です。借人は、水稻、クリを作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、19番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、20番。

#### 16番 堀恭子委員

16番委員、堀です。

20番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

20番は、経営拡張のための賃借権を設定される申請です。譲受人は、水稻を生産する専業農家で、許可後は水稻をつくられる計画です。

以上1件、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可の要件に該当しないと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、20番について地元委員より報告がございましたが、こ

の件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたしました。

続きますして、21番。

6番 谷口憲治委員

6番委員、谷口でございます。

21番から24番につきまして説明をいたします。

21番、22番は関連でございまして、後継者へ贈与による所有権移転の申請でございます。譲受人は、水稻、スイカ、ナスを生産する専業農家で、許可後はスイカを作付される計画でございます。

23番は、経営拡張のための売買による所有権移転の申請です。譲受人は、自営業の傍ら、水稻、クリ、柿、花木を生産する兼業農家で、許可後は野菜を作付する予定でございます。

24番は、経営拡張のための売買による所有権移転の申請です。水稻、スイカ、キュウリ、ブドウを生産する専業農家で、許可後はスイカを作付される予定です。

以上4件、地区委員会で検討しました結果、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないことを協議、確認いたしております。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、21番から24番まで地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きますして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、5件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会で協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

1番から5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、貸し駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は自家用車30台程度を隣接する医療施設の職員や近隣住民に貸し付ける計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。ただし、許可を得ないで駐車場として利用してきたことに対し、始末書の提出がっております。

2番から5番は関連で、貸し駐車場への一時転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積2,214㎡に、近接する工場の増設工事に伴い、これまでその工場の職員用駐車場として使用していた隣接用地を建築用資材並びに重機等置き場として利用するため、駐車スペースが不足することにより、職員及び建設作業用の車両60台分の駐車場として整備し貸し付ける計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は、令和元年9月20日から令和元年10月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。なお、一時転用期間は、令和元年9月20日から令和3年9月19日までの予定で、期間終了後は農地に戻す旨の確約書の提出がなされております。

以上5件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長           ただいま、1番から5番まで地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、36件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基



準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。

#### 5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

1番から6番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番から3番は関連で、不動産業を営む法人が所有権移転により建売住宅へ転用するための申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されています。土地利用計画は、建売住宅7棟を整備される計画で、転用規模は適正であると判断しました。資金証明等、必要書類は添付されており、周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれはないものと判断されます。工期は令和3年10月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課と協議中とのことを確認しております。

4番は、不動産業を営む法人が所有権移転により建売住宅へ転用するための申請です。農地区分は、上下水道の2管が埋設された道路の沿道で、500m以内に2つの医療施設があるため、第3種農地と判断されます。土地利用計画は、建売住宅8棟を整備される計画で、転用規模は適正であると判断しました。資金証明等、必要書類は添付されており、周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれはないものと判断されます。工期は令和2年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課と協議中であることを確認しております。

5番と6番は関連で、不動産業を営む法人が所有権移転により建売住宅へ転用するための申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある区域内の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置される住宅であるため、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。代替地も検討されています。土地利用計画は、建売住宅16棟を整備される計画で、転用規模は適正であると判断しました。資金証明等、必要書類は添付されており、周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれはないものと判断されます。工期は令和3年10月31日までの予定で、速やかに着手されることを確認しております。また、開発許可が必要となりますが、集落

内開発制度指定区域内で、開発指導課と協議中であることを確認しております。

以上6件について、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、1番から6番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
　　なお、5番については、転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として、農業会議で意見を聴取することといたします。  
　　続きまして、7番、お願いします。

#### 7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

7番から24番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

7番から22番は関連で、加工野菜の製造、貯蔵、販売などを営む法人が所有権移転による冷凍野菜工場への転用許可の申請です。農地区区分は、10ha未満の広がりのない生産性低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目を含む総事業面積16,444.98㎡、転用面積15,040.91㎡に冷凍野菜工場、事務所、駐車場、調整池、防火水槽などの計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、許可後速やかに着工され、令和2年12月末日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

23番から24番は関連で、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区区分は、市街地の区域に隣接する10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討さ

れております。土地利用計画は、転用面積361㎡に個人住宅、木造2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのこと。工事期間は、許可後速やかに着工され、令和2年10月31日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上18件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、7番から24番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
　　なお、7番から22番の関連案件については転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として、農業会議で意見を聴取することといたします。  
　　続きまして、25番。

#### 9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

25番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

25番は、医薬品販売等を営む法人が所有権移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、上下水道管2管の通った沿道で、500m以内に教育施設、医療施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積79㎡に職員用車両3台分の駐車場で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、25番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、26番。

## 22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

26番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

26番は、親子間にて使用貸借権を設定し、太陽光発電設備を設置する転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、既存施設529㎡の2分の1以下の拡張に該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。代替地についても検討されております。土地利用計画の借人は、隣接地に既に太陽光発電設備を設置していますが、今後も自然エネルギーによる電気の需要が見込まれるための転用をするもので、申請地の1,179㎡のうち、一部転用面積260㎡に、太陽光パネル123枚、発電能力40.59kwの発電設備を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また、九州電力からの工事負担金、請求書の写しの提出もなされております。工事計画では、令和元年9月1日から令和元年10月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、26番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、27番。

24番 宮本淳一委員

24番、宮本です。

27番から29番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

27番と28番は関連で、所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。代替地についても検討されております。土地利用計画は、建売住宅3棟を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度区域内で、開発指導課への事前協議の申請中とのことです。工事計画は、令和元年10月1日から令和2年9月10日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認しています。

29番は、宅地建物取引業者を営む法人で所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積831㎡に、他地目253.62㎡をあわせた総事業面積1084.62㎡に木造2階建て5棟を整備される計画で、妥当な面積と思われます。代替地についても検討されております。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前協議の申請中とのことです。工事期間は、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、27番から29番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、30番。

16番 堀恭子委員

16番委員、堀です。

30番から34番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

30番です。本件は、令和元年8月上程の議案で審議をしていただき、8月8日付で許可の判断に至った案件でございますが、譲渡人を2名として記載すべきところ、誤って1人としていたものでございます。このため、本年8月8日付の許可の判断を取り消し、今回改めて譲渡人2名で上程したものでございます。なお、転用内容などについての変更はございません。

31番は、使用貸借による権利を設定し、個人住宅への転用申請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の小集団の農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、木造2階建て1棟で、転用面積としては適正な面積です。土砂の流出、被害防除などの心配はないと思われます。事業計画、資金証明などの添付書類もそろっております。工事期間は、許可日から令和元年12月28日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。集落内開発制度指定区域内で、開発指導課とは事前協議済みです。

32番は、所有権を移転し、個人住宅への転用申請です。農地区分は、市街地の区域内に近接する10ha未満の小集団の農地で、第2種農地と判断されます。代替地の検討もなされております。土地利用計画は、木造平屋建て1棟への転用申請で、転用面積としては適正な面積です。土砂の流出、被害防除などの心配はないと思われます。事業計画、資金証明等の添付書類もそろっております。工事期間は、令和元年11月1日から令和2年8月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。集落内開発制度指定区域内で、開発指導課とは事前協議済みです。

33番は、所有権を移転し、個人住宅への転用申請です。農地区分は、市街地の区域内に近接する10ha未満の小集団の農地で、第2種農地と判断されます。代替地の検討もなされております。土地利用計画は、木造平屋建て1棟への転用申請で、転用面積としては適正な面積です。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。事業計画、資金証明等の添付書類もそろっております。工事期間は、令和

元年10月1日から令和2年5月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。集落内開発制度指定区域内で、開発指導課とは事前協議済みです。農地法を知らず、農地を貸し駐車場として利用していた旨の始末書が添付されております。

34番は、使用貸借権を設定し、貸し駐車場への転用申請です。農地区分は、市街地の区域内に隣接する10ha未満の小集団の農地で、第2種農地と判断されます。代替地の検討もなされております。土地利用計画は、貸し駐車場への転用申請で、転用面積としては適正な面積です。土砂の流出、被害防除などの心配はないと思われます。事業計画、資金証明等の添付書類もそろっております。工事期間は、令和元年10月1日から令和元年11月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。農地法を知らず、農地を貸し駐車場として利用していた旨の始末書が添付されております。

以上5件、さきの地区委員会での現地調査を行い、協議、検討の結果、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、ともに基準を満たされていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、30番から34番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、35番。

## 20番 内田政憲委員

20番委員、内田です。

35番から36番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

35番は、個人住宅建設のための孫への贈与による所有権移転の転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断されます。申請人は、アパートに居住していますが、子どもが生まれ手狭になったため、居宅を建築することになりました。土地利用計画は、木造平屋建て建築面積124㎡と庭及び駐車場等を建設するものです。配置図から転用面積としては適正

な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除などの心配はないものと思われま。開発許可が必要で申請中。集落内開発制度指定区域内。代替地の検討もなされており、事業計画、残高証明などもそろっております。工事は令和2年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

36番は、貸し車両置き場建設のための売買での所有権移転による転用申請。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断されます。申請人は、自動車整備と販売を行う会社の役員で、自分の経営する会社へ車両置き場として貸すもので、土地利用計画は、整備待ちや販売用の車両など約50台を一時的に置く車両置き場として整備するもので、配置図から転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除などの心配はないものと思われま。代替地の検討もなされており、事業計画、残高証明などもそろっております。工事は許可後速やかに着手し、令和2年3月31日までの予定。

以上2件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、35番から36番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案及び第5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第4号議案、第5号議案は関連ですのであわせてご説明いたします。まず、第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（6号）についてご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細18ページの1番から27ページの20番までの20件で、1番から12番までが公社からの売り渡し、13番から19番までが公社による買い取り、20番が相対による売買です。面積は、20件合わせまして、田4万3,387㎡、畑1万2,320㎡の、合計5万5,707㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。



次に、利用権設定の新規設定分です。明細27ページの21番から30ページの29番までの9件で、契約期間別では、6年未満が3件、10年以上が6件で、面積は、9件合わせまして、田2万7,456㎡、畑3,884㎡の、合計3万1,340㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稻、果樹、施設野菜です。

次に、再設定分です。明細30ページの30番から33ページの33番までの4件で、契約期間別では、10年以上が4件です。面積は、4件合わせまして、田2万2,791㎡、畑700㎡の、合計2万3,491㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は畑作物、水稻です。

続きまして、第5号議案です。

34ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との貸借の新規設定になります。明細35ページの1番から41ページの22番までで、契約期間別では、6年未満が16件、6年以上10年未満が2件、10年以上が4件で、面積は、22件合わせまして、田3万565㎡、畑7,297㎡の、合計3万7,862㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稻、果樹、畑作物を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第4号議案及び第5号議案の説明につきましては以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。

この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、2件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況の調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

7 番 橋本春利委員

7 番委員、橋本です。

1 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1 番は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の相続税の納税猶予の継続のために必要とする証明の願い出です。願出人は、水稻及び露地野菜などを栽培されている農家で、対象農地 2 3 筆について、引き続き農地として適正な管理、耕作が行なわれていることを地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、1 番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。  
　　続きまして、2 番。

9 番 田上泰則委員

9 番委員、田上です。

2 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2 番は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の相続税の納税猶予の継続のために必要とする証明の願い出です。願出人は、水稻を作付されている農家で、対象農地 1 2 筆について、引き続き農地として適正な管理、耕作が行なわれていることを地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において、証明書の交付には何ら問題がないものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、2 番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、第7号議案、非農地証明願、2件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。

#### 8番 角居登委員

8番委員、角居です。

1番は、境内地であることの証明願です。申請地は、以前より境内地として利用していましたが、所有している土地を確認していたところ、農地であることが判明しました。申請地について、地元の区長の証明、昭和23年撮影の航空写真により、昭和23年から境内地であったことが確認でき、このことから昭和27年10月20日（農地法施行前日）以前から引き続き非農地であった土地と判断しました。

さきの地区委員会で現地調査を行い、協議、検討した結果、証明書の交付については何ら問題がないものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、2番。

#### 24番 宮本淳一委員

24番委員、宮本です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、宅地であることの証明願です。申請地は、以前より公民館として利用していましたが、土地の所有者から地元の自治会へ寄附する旨の申し出があった際、地目が農地であることが判断しました。申請地につきまして、地元住民の2人からの証明、昭和22年撮影の航空写真により宅地として利用されていたことが確認されており、このことから、昭和27年10月20日（農地法施行日前日）以前から引き続き非農地であった土地と判断しました。

さきの地区委員会で現地調査を行い、協議、検討した結果、証明書

の交付については何ら問題がないものと判断しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案別冊、次ページのカラーページをごらんください。

1番から10番までの合計97件となっております。件数のみ報告します。

以上です。

議 長 次に、次第6のその他ですが、何もございません。

以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて閉会いたします。

閉 会 午後3時53分